

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第176号	
事故等種類	ウェイクボーダー負傷	
発生日時	平成21年5月3日（日・祝） 14時10分ごろ	
発生場所	愛知県常滑市 苅屋港南防波堤灯台から真方位144° 1,150m付近 （概位 北緯34° 50.7′ 東経136° 51.8′）	
事故等調査の経過	平成21年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 水上オートバイ <sup>エステーエックス</sup> S T X 1200-R、0.1トン 240-56381 愛知、個人所有</p> <p>B 水上オートバイ <sup>ピース</sup> PEACE II、0.1トン 240-58664 愛知、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、特殊小型船舶操縦士</p> <p>B 船長、特殊小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	<p>A 負傷 1人（ウェイクボーダー）</p> <p>B なし</p>	
損傷	<p>A ウェイクボード破損</p> <p>B 右舷外板擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、常滑市大谷海岸において、約15～20m沖から砂浜に戻るため約20～30km/hの速力でウェイクボーダーが乗ったウェイクボードをえい航中、砂浜の近くで右に旋回したところ、ウェイクボードが左に大きく振れ回り、平成21年5月3日14時10分ごろ、無人で錨泊していたB船にウェイクボーダーが衝突し、頭部挫創等を負った。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2	
その他の事項	<p>船長Aは、ウェイクボードをえい航した経験が豊富だったので、水上オートバイが旋回したときにウェイクボードがどのような動きをするかを承知していた。</p> <p>船長Aは、ウェイクボードをえい航中、砂浜の近くに無人で錨泊しているB船を確認していた。</p> <p>船長Aは、ウェイクボードを砂浜の近くまでえい航すれば、ウェイクボーダーが自ら判断して、握っているバーを放すものと思っていた。</p> <p>ウェイクボーダーは、本事故当日が2回目の体験であった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、大谷海岸においてウェイクボーダーが乗ったウェイクボードをえい航中、B船の近くで旋回したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ウェイクボードを砂浜の近くまでえ</p>

		い航すれば、ウェイクボーダーが自ら判断して、握っているバーを放して離脱するものと思い込んでいた可能性があると考えられる。
原因		本事故は、A船が大谷海岸において、ウェイクボーダーが乗ったウェイクボードをえい航中、B船の近くで旋回したため、ウェイクボーダーがB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。